



たはら防犯対策方針

(平成30年度版)

1 はじめに

【指針策定の趣旨】

田原市では、市民、事業者等及び市が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とし、平成17年6月に「田原市安心して暮らすことのできる安全なまちづくり条例」を制定し、「田原市安心安全なまちづくり推進協議会」を中心に安全なまちづくりを推進してきました。

これにより、平成29年は市内刑法犯罪認知総数が259件となり、平成28年の260件とほぼ同程度の水準を維持しました。しかし、平成29年中は特殊詐欺被害が発生したほか、住宅対象侵入盗が多発するなど、依然として安全・安心を脅かす犯罪が市民の身近にある状況にあります。

こうした状況をふまえ、本協議会では、愛知県の策定する「あいち地域安全戦略2020」「あいち地域安全県民行動計画2020」を基に、田原市内において田原警察署、田原市、事業者、地域、市民が緊密に連携し、犯罪のない安全なまちづくりを推進するための行動指針「たはら防犯対策方針」を示し、安全で安心して暮らせる田原市を目指していくものです。

【基本目標】

刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、
安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

「たはら防犯対策方針」では、「あいち地域安全戦略2020」で掲げられた、「刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。」という同一の基本目標を設定しています。

【実施期間】

平成30年度の行動指針とします。

今後、毎年度見直しを図ることにより、更に充実・強化が期待される取組についても取り入れていくこととし、発展性を持たせた行動指針とします。

2 施策体系と主体別取組

「たはら防犯対策方針」では、従来「田原市安心なまちづくり推進協議会」で取組んできた5つの基本戦略（「Ⅰ 防犯意識の高揚」、「Ⅱ 地域の防犯力の向上」、「Ⅲ 犯罪が起きない生活環境づくり」、「Ⅳ 子供の安全確保、女性・高齢者の防犯対策」、「Ⅴ 重大犯罪・多発犯罪への重点的な対策」）に沿った形で、主体別の取組を取りまとめました。

I

防犯意識の高揚

子供から大人まで、市民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動できるよう啓発や情報提供を行い、地域が一体となった防犯意識の高揚を図ります。

【主体別取組事項】

■田原警察署・愛知県東三河総局

- 田原市、防犯協会、事業者団体等と連携して、四季の安全なまちづくり県民運動を展開します。
- 広報紙、ホームページ等の各種広報媒体の活用やイベントの開催・共催などにより、意識啓発や情報提供を実施します。

■田原市・田原市教育委員会

- 職員の防犯意識の高揚を図るため、積極的に啓発を行います。
- 四季の安全なまちづくり県民運動の実施期間に合わせ、毎季、防犯キャンペーン等を実施します。
- 地域住民の防犯意識の高揚を図るため、積極的に啓発を行います。
 - ・ 広報紙等各種媒体を使った防犯情報の提供
 - ・ 防犯教室の開催
 - ・ 青色回転灯を装備した公用車等による広報啓発・パトロール活動の実施
- メールにより、登録者へ犯罪情報や不審者情報等を配信します。

■事業者・各種団体

- 会員、従業員及びその家族に積極的に犯罪情報や防犯情報を提供します。
- 指導者セミナー、新入社員研修などの各種研修会や朝礼などの機会を捉えて、会員、従業員に対する防犯教育を繰り返し実施します。
- 会員、従業員に防犯啓発ツール、防犯資機材等を配布・提供します。
- 会員、同業者相互間で、防犯情報交換会を実施します。
- 顧客へのあいさつ・声かけを実施します。
- 社内ネットワーク・店舗相互間の防犯ネットワークを活用し、防犯情報の迅速な把握と共有化を図ります。

■地域

- 提供された防犯情報を、地域団体等が持つネットワークを活用して啓発に取り組みます。
- 地域住民に対し、各種情報の伝達、注意喚起文書の発出、研修会の実施などによる防犯教育を実施します。

■市民

- 地域で実施される安全なまちづくり運動に積極的に参加し、防犯関連情報を積極的に収集します。
- 犯罪にあわないための注意事項を家族で話し合うなど、防犯意識の向上に努めます。

II

地域防犯力の向上

自主防犯団体の設立促進と活動の活発化を図るとともに、田原警察署、愛知県、田原市、市民、事業者、団体とが相互に連携を図りながら、地域の防犯力を向上させます。

【主体別取組事項】

■田原警察署・愛知県東三河総局

- 自主防犯団体の設立促進と活発化を支援します。
- 防犯活動等に功労のあった個人・自主防犯団体・地域団体に対し表彰を

行います。

- 担当者研修会等を開催し、安全なまちづくりに係る田原市の推進体制の充実と施策の促進を図ります。また、刑法犯の認知件数や犯罪発生状況などの防犯情報等を提供します。
- 事業者、団体に対して、安全なまちづくり活動への参加を促進するため、パートナーシップ制度への参加登録を促進します。また、防犯情報を提供するなどし、犯行手口に対応した新たな施錠設備など、防犯対策の導入を促進します。
- 地域の絆づくりを促進するため 防犯ボランティア活動を支援します。

■田原市・田原市教育委員会

- 不審者等に関する情報を関係機関（近隣市町村を含む。）と共有するとともに、地域に周知する仕組みを構築し、地域住民への迅速な情報提供に努めます。
- 自主防犯団体の設立支援及び活動支援を行います。
- 自主防犯団体の活動状況を広報紙やホームページなどで紹介し、活動意欲の高揚を図るとともに、地域での認知度を向上させます。
- 青色回転灯や広報・警戒用ステッカーを搭載、貼付した公用車によるパトロールを積極的に実施します。
- 地域自治会等に、防犯活動に参加するよう積極的に呼びかけます。

■事業者・各種団体

- 企業の社会貢献活動（CSR活動）の一つとして地域防犯力の向上を掲げ、事業所内の警戒力を事業所周辺まで拡大させるなどの取組を行います。
- 会員、従業員等が地域防犯活動に参加しやすい環境づくりへの取組を行います。
- 店頭や店舗駐車場を自主防犯団体の集合場所、防犯イベント・キャンペーンの活動場所等として提供します。
- 「街頭犯罪監視中」等のシートやステッカーを車体や窓ガラスに貼付し、監視の目を光らせながら街頭営業を行います。
- 地域住民、自主防犯団体等と物的、人的両面で一層の連携を図ります。

■地域

- 地域の自主防犯活動への参加・協力や自主防犯団体の設立を積極的に支援します。
- 安全マップづくりなどを通して、地域の危険箇所を把握し、パトロール活動等を強化します。
- 青色回転灯装備車を導入し、防犯パトロール活動の強化を図ります。
- 希薄になった近所付き合いを取り戻すことをねらい、寄り合える場所のマップを作成し、地域のつながりを再生します。
- 登園、登校時における、園児・児童に対するあいさつ・声かけ活動を、重点実施日を設けて、通行中の地域住民へも広げていきます。
- 住宅対象侵入盗など多発する犯罪や、子供を狙った事案などを減少させるため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域へ普及します。

■市民

- 地域で行われる防犯パトロール等の活動に積極的に参加します。
- 地域で開催される防犯ボランティアの研修等に参加します。
- 隣近所へのあいさつ・声かけに努めるなど、地域の連帯を深めます。
- 近所でのウォーキングや犬の散歩などの際にも、不審者や危険箇所に対する意識を持って行動します。

再犯防止対策の推進や犯罪防止に配慮した住宅、公園・道路等の整備・普及などにより犯罪の起きにくい社会づくりを進めます。

【主体別取組事項】

■田原警察署・愛知県東三河総局

- 犯罪の抑止に効果的な防犯カメラやセンサーライト、補助錠等の防犯設備の普及促進を図ります。
- 暴走族を始めとする非行集団に対する取締りにより少年の非行を防止します。
- 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動を実施し青少年の健全な育成を阻害する環境から青少年を守ります。
- 愛知県暴力団排除条例に基づき、暴力団排除活動を強力に推進します。
- インターネット利用者の対処能力の向上や、企業・事業者に対するセキュリティ対策の促進を通じて、サイバー空間の安全と安心を確保します。
- 外国人が安心して暮らすための支援と、不法滞在外国人を減少させるための対策を推進します。

■田原市・田原市教育委員会

- 犯罪の発生が予想される施設等への防犯カメラ導入に努めます。
- 住宅防犯診断などを通じた防犯性の高い住宅の普及、公園、道路等の整備に努めます。
- 犯罪を誘発するおそれのある有害な環境の浄化に取り組みます。
 - ・防犯上不適切な箇所等の調査
 - ・違法な屋外広告物の巡回パトロール及び除去活動の実施
 - ・ゴミ拾い活動、落書き清掃活動などの実施
- 地域団体等が防犯灯を設置・改修できるよう、地域の実情に応じて、防犯灯施設整備補助制度の運用に努めます。

■事業者・各種団体

- 従業員、警備員等による巡回や声かけなどのソフト面、照明設備や防犯

カメラの設置、機械設備の導入などのハード面の対策により、駐車場や施設内に犯罪企図者が近づき難くするとともに、駐車場等が少年たちのたまり場になることを防ぐことにより、犯罪を未然に防止します。

- 犯罪被害者の駆け込みに対応するなどの、いわゆる駆け込み 110 番の家・店活動を実施及び拡大します。
- 未成年者に対して、酒、たばこの販売を行わないよう、成人であるかどうかの確認をしっかりと行います。
- 店舗賃貸契約に際し、違法な風俗営業等を行ったときは契約を解除できる旨の内容を規定します。
- 不法就労・不法滞在防止のため、雇用契約時、住宅の賃貸借契約時において身分確認をしっかりと行います。

■地域

- 防犯パトロールに併せて、犯罪を誘発するような生活環境のチェックや落書き消しなどの改善を実施します。
- 防犯グッズやC P建物部品（防犯性能の高い建物部品）について普及を図ります。
- 防犯灯の設置・改修などによる安全な地域づくりに努めます。
- 違法な広告物・ビラ、違法駐車車両の放置等といった犯罪を誘発するおそれのある有害な環境の浄化に取り組みます。
- 民生委員、保護司等が行っている犯罪防止活動に協力します。
- 地域内の清掃活動等のボランティア活動を強化し、子供の規範意識を向上させるとともに、生活環境をより良くします。
- 児童生徒等の非行防止や居場所づくりに努めます。

■市民

- 防犯カメラ、録画機能付インターホン及びセンサーライトの設置、玄関・窓等へのC P建物部品の導入及び補助錠の設置、樹木の剪定及び照明設備による見通しの確保、防犯砂利の導入等、住宅の防犯性の向上に努めます。
- 敷地内に脚立など侵入の足掛りとなるものや、放火を未然に防ぐため段ボール等の可燃性のものを放置しないようにします。

- 青少年の非行・被害防止に取り組む運動に参加します。

IV

子供の安全確保、女性・高齢者・障害者の防犯対策

学校、地域、家庭、警察などが一体となって、子供を犯罪から守るための安全対策や、女性、高齢者、障害者が被害者となる犯罪を防止するための対策を進めます。

【主体別取組事項】

■田原警察署・愛知県東三河総局

- 児童の危険回避能力等の向上を目的とした「防犯少年団」の設立を促進するとともに、その活動を支援します。
- パトネットあいちや学校安全緊急情報共有化広域ネットワークによる不審者等の情報を提供します。
- 女性・高齢者・障害者が被害に遭いやすい犯罪について、広報啓発活動や防犯教室、犯罪の抑止・検挙活動を実施します。

■田原市・田原市教育委員会

- 登下校時の見守り等を交通指導員等と協力して実施します。
- 児童生徒対象の防犯教室を実施します。
- 教職員対象の不審者侵入防止訓練を実施します。
- 防災行政無線、安心安全ほっとメールにより、即時性のある安全情報・不審者情報の提供に努めます。
- 不審者等に関する情報について、関係機関と共有するとともに、地域に周知する仕組みを構築し、地域住民への迅速な情報提供に努めます。
- 女性の防犯意識の高揚を図るため、広報啓発活動や防犯教室を実施します。
- 職員等が高齢者世帯を訪問する際や、敬老会、高齢者交通安全教室など、高齢者が集まる機会を捉えて、高齢者に直接、犯罪情報の提供や注意喚起を行います。
- 通学路の点検や危険箇所の把握を行い、児童生徒に周知します。
- ストーカー・DV及びJKビジネスをはじめ児童売春や児童ポルノ製造

等の児童の性的搾取等に関する正しい知識を普及させるよう努めるとともに、被害者への支援を切れ目なく行います。

■事業者・各種団体

- 子供の安全確保のために、事業所、店舗、駅をこども 110 番の家(駅)として活用します。
- 子供の登下校時の見守り活動の実施や、店頭等において積極的に声かけを行うほか、子供の安全確保のため、防犯カメラを活用します。
- 子供・女性・高齢者・障害者が犯罪被害から逃れるための場所や通報場所として店舗等を活用できる事業者は、その広報や情報発信を積極的に行い、犯罪の防止に協力します。
- 女性従業員を対象とした防犯教室、護身術訓練等の研修会を実施します。
- 女性従業員に対して、ひったくりや性犯罪に対する注意喚起を促す声かけを行います。

■地域

- 通学路の点検を行い、危険箇所を把握し、児童生徒に周知するとともに、子供安全マップの見直しに努めます。
- 地域住民等と連携して、学校や家庭、登下校時における安全についての防犯研修を実施します。
- P T Aなどによる見守り隊の組織化に努め、子供の見守り体制を確立するとともに、子供の安全確保のための実践事例をホームページに掲載します。
- ひったくりなど、女性・高齢者・障害者を狙った犯罪防止のための広報啓発活動を実施します。
- 女性を対象とした防犯教室、護身術訓練等の研修会を実施します。

■市民

- 子供の登下校時に合わせて、屋外の清掃や花・草木への水やり等を行うことにより、監視の目となります。
- 子供安全マップ作成への参加や、学校と連携した登下校時の見守り（家の前に立つだけでも良い。）などにより、安全確保に努めます。

- 女性を狙ったひったくりや性犯罪にあわないよう「暗い道、人通りの少ない道は通らない」、「防犯ブザーを携帯し、すぐに使える状態にしておく」など、常に、防犯意識を持って行動します。
- 地域等で開催される女性を対象とした防犯教室、護身術訓練等の研修会に参加します。
- 子供・女性・高齢者・障害者を狙った犯罪の防犯対策を家庭で話し合うよう心掛けます。また、別居の場合は、家族同士お互いに連絡し合い、犯罪にあわないための防犯対策を話し合うよう心掛けます。

V

重大犯罪・多発犯罪への重点的な対策

市民の生命と財産に大きな影響を及ぼす住宅対象侵入盗・自動車関連窃盗（自動車盗・車上ねらい・部品ねらい）・特殊詐欺を「重大犯罪」と定義し、これらへの対策を最重点として取り組みます。

また、刑法犯認知件数に占める割合が高い自転車盗・万引き、他の地域と比較して刑法犯認知件数の多い自動販売機ねらいを「多発犯罪」と定義し、これらへの対策にも重点的に取り組みます。

【主体別取組事項】

■田原警察署・愛知県東三河総局

- 住宅対象侵入盗の対策を推進します。
- 自動車盗を始めとする自動車関連窃盗の対策を推進します。
- 特殊詐欺の対策を推進します。
- 自転車盗・万引き・自動販売機ねらい等多発犯罪の対策を推進します。

■田原市・田原市教育委員会

- 警察との緊密な連携により地域の犯罪情勢を把握し、自ら持つネットワークをはじめ各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進します。
- 青色回転灯装備車による広報啓発活動を実施します。
- 自転車盗など多発犯罪について、公共施設等に注意喚起看板を設置します。

- 駅駐輪場等での自転車盗難防止キャンペーンや自転車の施錠指導を実施するとともに、放置自転車の撤去を行います。また、盗難被害が多発する駐輪場へ防犯カメラの導入に努めます。
- 田原市の事務・事業及び公の施設の利用が暴力団を利することにならないようにします。
- 地域住民がサイバー犯罪の被害に遭わないために、関係機関と連携を強化し、被害防止の広報啓発に努めます。
- 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。

■事業者・各種団体

- 重大犯罪・多発犯罪について、駅や施設等に注意喚起看板を設置します。
- 犯罪防止のポスターやイラスト等を顧客から視認できる場所に掲示し、啓発を促進します。
- A T Mの利用制限など、商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるように努めます。
- 〔住宅〕無締まり被害防止のための広報啓発活動を実施します。
- 〔自動車〕市内の自動車関連窃盗等の実態や盗難防止対策のチラシ等を配布し啓発します。また、多発するナンバープレート盗難の被害防止に有効な盗難防止ネジの普及を図ります。
- 〔金融機関〕店舗窓口における一口広報のほか、積極的な声かけ活動を進め、振り込め詐欺等の被害を発生させないようにします。○ 〔自転車〕自転車盗対策として、ツーロックの普及のためのポスター掲示などの広報啓発活動を実施します。
- 〔店舗〕店員による積極的な声かけ・対策により、万引き被害を防止します。
- 〔自動販売機〕鍵穴や扉部分に堅固なカバーやチェーンなどを取り付けます。
- 〔暴力団排除〕暴力団排除の「三ない運動+1」（「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」）を実践するとともに、暴力団の排除に資する情報を知ったときは、警察に情報提供します。また、各事業所において、暴力団等からの不当

要求に対する対応体制の整備、社員研修等を行う不当要求防止責任者を選任し、講習を積極的に受講します。

- 「犯罪被害者等支援」 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。

■地域

- 警察、行政等から提供される防犯情報により、最新の犯罪情勢を把握し、活動を通じて地域住民への啓発に努めます。
- 住宅防犯等の専門家による防犯教室や防犯診断の開催に努めます。
- 暴力団が介在しにくい安全なまちづくりを警察や市、地域住民と連携して推進します。
- 警察や自治体と連携し、サイバー犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動に努めます。
- 各種会合等の機会を通じて、サイバー犯罪に遭わないための情報セキュリティの重要性を訴えかけます。
- 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。

■市民

- 警察、行政等から提供される防犯情報を活用して地域の犯罪情勢を把握し、自主防犯活動に努めるとともに、地域の連帯感を高め、安全なまちづくりに参画します。
- 短時間の外出でも住居・物置・車庫等の施錠を徹底します。また、外出時には、近所へのあいさつ・声かけを行います。
- 短時間でも自動車を離れるときは、必ずエンジンキーを抜き、ドアロックをするとともに、車内にバッグ等を置いたままにしません。
- 駐車(輪)場を利用する場合には、明るく管理された、見通しのよい駐車(輪)場を選びます。
- 振り込め詐欺の被害にあわないよう、怪しい電話があったときは、確実に相手を確認し、自分で判断せずに家族等に必ず相談します。
- A T Mで携帯電話を使用する高齢者など、振り込め詐欺の被害が疑われる方を見かけたときは、積極的に声掛けし、警察へ通報します。

- インターネットの利便性の裏に潜む危険性について認識し、セキュリティ意識の向上に努めます。
- サイバー犯罪から自分の財産や情報を守るため、ウイルス対策ソフトを最新の状態にし、IDやパスワードを確実に管理するなどして、インターネットを安全に利用します。
- 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。

【田原市安心安全なまちづくり推進協議会事務局】

◆田原市役所 総務部総務課

〒441-3421

田原市田原町南番場30番地1

電話 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

◆田原警察署 生活安全課

〒441-3427

愛知県田原市加治町東天神8-2

電話 0531-23-0110 (代表)

FAX 0531-22-9737